

第 32 回

西宮市子ども・子育て会議

【資料 1 ～ 4】

目 次

資料1 報告事項1	
令和3年度における新規・拡充事業について	・・・1
資料2 報告事項2	
西宮市子ども・子育て支援プランの評価について	
社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告	・・・8
資料3 報告事項3	
コロナ禍における子育て支援施策の令和2年度実績について	・・・14
資料4 議事1	
子ども・子育て支援プランの評価方法の見直しについて	・・・18

報告事項 1 令和 3 年度における新規・拡充事業について

1. 新規事業について

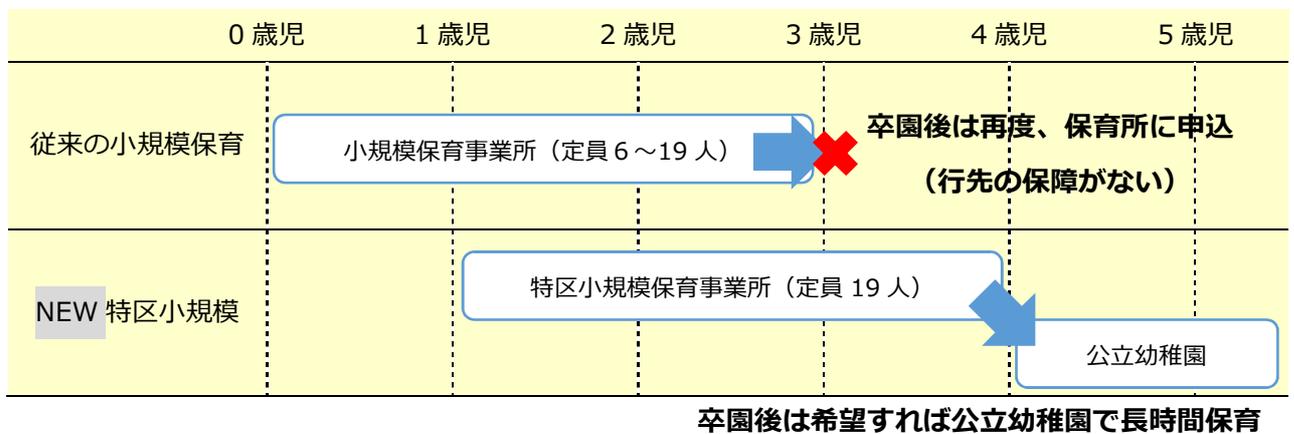
(1) 特区小規模保育事業+連携公立幼稚園事業

1～3 歳児の待機児童対策として、国家戦略特区制度を活用した小規模保育事業（1～3 歳児対象）を整備するとともに、卒園後（4 歳児以降）の受入先として、公立幼稚園に入園枠を設け、新たに預かり保育（長時間保育）を実施する。

令和 3 年 4 月 特区小規模保育事業所 8 か所 開設

令和 4 年 4 月 夙川幼稚園、高木幼稚園で受入開始

【イメージ】



(2) 保育士就職支援センター運営事業

待機児童対策をより一層推進していくため、民間保育所等における保育士確保の支援を目的として、潜在保育士などの就職支援等を行う保育士就職支援センター（愛称：ここにし）を令和 3 年 2 月に開設し、保育の担い手となる保育人材の確保を図る。

(3) 保育所入所選考 AI システム導入事業

年々増加する保育所入所申込者に対応するため、AI による入所選考システムを令和 3 年度に構築、運用開始し、業務の効率化を目指す。

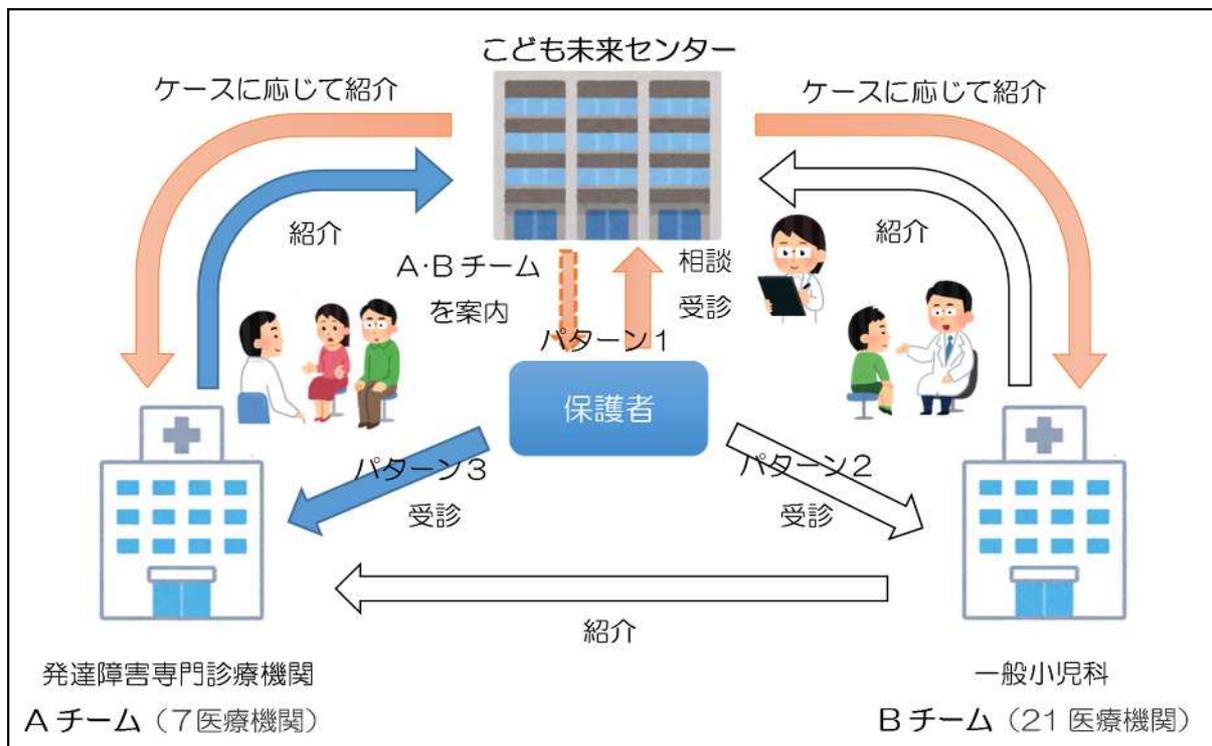
(4) こども未来センター診療所の受診方法変更

こども未来センター診療所は、これまで希望すれば誰でも受診可能であったが、長期化する初診待機期間の短縮が課題となっていた。より支援の必要性が高い子供への早期支援開始を図ること、また学校園所との連携強化を図ることを目的として紹介制度を導入し、診察受付方法を変更する。

従来の受診方法	今後の受診方法
保護者が希望すれば受診可能	いずれかの書類が必要 ①地域医療機関からの紹介状 ②乳幼児等健診担当医からの紹介状 ③所属の学校園所からの紹介 (診察申込書への署名)

(5) こども未来センター診療所と地域医療機関との発達障害診療ネットワークの構築

市内には、こども未来センター診療所以外に、発達障害診療を行う医療機関(Aチーム)や、発達障害の専門ではなくとも相談助言を行える医療機関(Bチーム)がある。これらの医療機関と相互に連携を図り、診察の分散化及び早期支援につなげる。



- ➡ パターン1 こども未来センターへ相談、紹介状があれば受診
- ➡ パターン2 一般小児科を受診
- ➡ パターン3 発達障害専門診療機関を受診

(6) LINE を活用した子育て情報発信事業

現在、「みやハグ」で行っている子育て情報の発信を、市公式 LINE アカウントを活用した発信に移行し、経費の縮減と利用者サービスの向上を図る。

令和3年度は、LINE 拡張機能の開発、みやハグとの並行稼働を行う。

(7) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨されるが、受診に伴う経済的負担が大きくなってしまう。

多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的に、通常 14 回（1 回あたり上限 5,000 円）の妊婦健康診査よりも 5 回追加し、受診する健康診査に係る費用について補助を行う。

【参考】 R 1 : 妊娠届出数 4,086 人のうち多胎妊娠 53 人 (1.3%)

R 2 : 妊娠届出数 3,660 人のうち多胎妊娠 45 人 (1.2%)

(8) 公立小学校・義務教育学校における欠席連絡アプリの導入

児童生徒の欠席連絡は、近隣児童等を介した連絡帳の受け渡しや電話等により行っている。

アプリを導入し保護者のスマートフォンやパソコンから欠席連絡を行うことにより、学校及び保護者双方の負担を軽減するとともに、感染症対策の一環として接触機会の低減を図る。

(9) 学校施設のトイレ環境改善事業

本市では「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づく長寿命化改修工事に合わせてトイレの全面改修を進めているが、同計画による改修だけでは、いわゆる学校トイレの 5 K（臭い、汚い、暗い、怖い、壊れている）の課題を長期にわたり抱えたままとなる。

今後 15 年程度改修対象とならない築 40 年以上のトイレを対象に、部位改修及び洋式便器化を簡易的に行い、環境改善を促進する。

2. 拡充事業について

(1) 留守家庭児童育成センター管理運営事業（民設民営）

留守家庭児童育成センターの待機児童の発生や高学年児童の受入れ要望に対応するため、民間による放課後児童クラブを整備する。令和4年度の開設に向けて民間による放課後児童クラブを2か所、整備する。

施設名称	R1	R2	R3	R4
放課後クラブいつざいや（甲東）	開設準備	運営開始		
学童保育じゃんぷ甲子園クラブ（鳴尾北） アフタースクールにしのみや上ヶ原（上ヶ原） アフタースクール丸橋（広田）		開設準備	運営開始	
A・Bセンター（※）			開設準備	運営開始

※ 瓦林・南甲子園・香櫨園・用海・神原・甲陽園・鳴尾東小学校区（エリア）で、事業者を募集する。なお、それ以外のエリアであっても事業者の応募は可能。

(2) 保育所等の一時預かり事業

実施施設を新たに3か所（25→28か所）拡充した。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

令和3年度中に新たに瓦木地域周辺に1か所（20→21か所）整備する。

(4) にしのみやしファミリー・サポート・センター事業

提供会員を増やすため、また制度の周知のためPTAや各地区青少年愛護協議会の集まり、子育てひろば等へ出向き広報活動を行う。

(5) 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業

子供の将来が生育環境によって左右されないよう、学習習慣の習得、学習意欲向上、高校進学の後押し等を目的に行う学習支援事業について、類似事業と統合した。

対 象：中学3年生及び義務教育学校9年生（事前案内）

回 数：週2回、1回2時間

利 用 料：無料

会 場 数：8か所（1会場当たりの定員：9～27名）

(6) 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた準備

児童虐待の発生を防止し在宅支援の強化を図るため、身近な場所で子供やその保護者に寄り添った支援を行う、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、令和3年度から公認心理師2名、社会福祉士1名を増員し、職員体制を強化した。

(7) 母子健康手帳の交付時における保健師の面談

各保健福祉センター、本庁1階10番窓口において、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が面接相談、保健指導を行い、必要に応じて、産後も継続支援を行っている。

令和3年度からは、保健師がいない支所等での交付を廃止することにより、母子健康手帳交付時に必ず保健師等が面談を行う体制とした。

(8) 特定不妊治療費助成事業

現在、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成している。

令和4年度から不妊治療への保険適用が検討されており、保険適用されるまでの間、現行の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額等、助成内容の拡充を図る。

(9) 不登校児童生徒のための教育支援センター拡充事業

教育支援センター「あすなる学級（不登校児童生徒支援施設）」を設置し、市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校の児童・生徒を対象に、社会的自立を目指して学習活動等を行っている。

近年、あすなる学級への入級のニーズが高まっており、休園した幼稚園施設等を利用し、拡充を行う。

令和3年度は、瓦木地区、塩瀬地区及び山口地区において新たにあすなる学級を開設する（2→5か所）。

(10) 学校情報化推進事業

学校園において、教職員、児童・生徒が、ICT機器を安全かつ有効に活用することで、情報活用能力の育成と「夢のある授業・わかる授業」を実現するための環境を整備する。

令和3年度は、学校インターネット回線の増強、GIGAスクール端末導入によるサポートデスクの増強を実施する。

(11) 子供の居場所づくり事業

コーディネーター常駐型を2か所（上ヶ原小学校、西宮浜義務教育学校）拡充する。

※ 西宮浜義務教育学校については、西宮浜公民館（ルーム型）から移行。

類型	説明	実施か所数
コーディネーター常駐型	市職員であるコーディネーターを配置し、きめ細かな見守りを行う事業	9→11
ルーム型	公民館の集会室等を活用した事業	3→2
学校地域等連携型	子供の居場所づくりにつながる学校や地域の取組みを支援する事業	2
放課後キッズルーム事業	民間へ委託し、育成センターの待機児童対策にもつなげる事業	5

コーディネーター常駐型と放課後キッズルーム事業との違い

	コーディネーター常駐型	放課後キッズルーム事業
実施曜日	月～金	月～金
開設日	平日 (授業日・夏季休業日)	平日 (授業日・長期休業日・振替休業日)
実施時間	16:30 まで (冬場は 16:00 まで、夏季休業は午前中のみ) ※ 実施場所により異なる	17:00 まで (長期休業は 8:30～17:00) ※ 一部 8:00～17:00
ルール	全児童直行可、一部の学年のみ直行可、 全児童一旦帰宅など ※ 実施場所により異なる	全児童直行可
運営方法	直営（教育委員会）	民営（委託）

(12) 乳幼児等医療費助成制度の拡充

令和3年度から、以下のとおり所得制限の見直しを図った。

年齢	区分	～令和3年6月30日	令和3年7月1日～
小学1年生 ～ 小学3年生	所得基準額以上	助成対象外 	[一部負担金] 1医療機関等あたり 外来：1日800円限度(月2回まで) 入院：1割負担(月3,200円限度)
	所得基準額未満		[一部負担金] 入院・外来とも無料
1歳～6歳	所得基準額以上		[一部負担金] 1医療機関等あたり 外来：1日800円限度(月2回まで) 入院：1割負担(月3,200円限度)
	所得基準額未満		[一部負担金] 外来、入院とも無料
0歳	所得制限なし		[一部負担金] 外来、入院とも無料

報告事項 2 西宮市子ども・子育て支援プランの評価について 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告

重点施策 6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

課題・方針

将来の自立に向けたひとり親家庭の子供への学習支援の強化 基本的な生活習慣の確立に向けた支援の強化

平成 28 年度に本市が実施した調査結果によると、家庭の経済状況と子供の学力との間には強い関連があり、相対的貧困世帯の子供は、教育・学びの面において、負の影響を受けていることがうかがえる。

加えて、自尊感情、他者とのコミュニケーション能力、文化的体験の有無など、様々な分野において、相対的貧困世帯や生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて数値が低い傾向が出ている。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる貧困の連鎖を生み出していると考えられる。このため、子供の貧困問題に対しては、複数の要素からなる負の連鎖を一つずつ打破していくための幅広い支援施策が必要である。

また、本市における相対的貧困世帯の約 6 割はひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えていることから、ひとり親家庭への支援にも重点的に取り組む必要がある。

本市では、子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策として、教育・学びに関する支援を優先課題として取り組む。

併せて、子育て、教育、福祉などの関係機関が連携して、個々のケースや支援制度の情報共有に努め、世帯の生活全体を包括的にサポートできるよう支援する。

(1) 学習・進学への支援

令和元年度の取組み状況

① ひとり親家庭への学習支援

児童扶養手当の全部支給世帯の中学 3 年生を対象に実施。

実施か所数：3 か所

実施日：週 2 回（曜日選択制）

参加延人数：3,950 人

関西学院大学と連携し、学習支援の卒業生等を対象に大学見学ツアーを実施。

② 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充

生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象に実施。

実施か所数：1か所

実施日：週2回（火曜日及び金曜日）

今後の課題・方向性

更なる利用者の利便性向上のため、開催か所数を増加させ、事業規模の拡大を図る。

類似事業である、ひとり親家庭への学習支援事業と生活困窮世帯対象学習支援事業を事業統合し、効率的な事業運営を目指す。

評価・意見等

- ・ひとり親家庭への学習支援と生活困窮世帯対象の学習支援の事業統合にあたっては、利用したい人が利用できるように周知方法を工夫してほしい。
- ・学習支援事業の対象は、ひとり親家庭の場合は中学3年生、生活困窮世帯の場合は中学2・3年生となっているが、小学生からの基礎の積み重ねが重要なため、対象学年の引き下げを積極的に進めてほしい。
- ・学習支援事業の対象をひとり親家庭や生活困窮世帯に限らず、子ども食堂に来ている子供の宿題を支援したり、大学生の学習支援ボランティアを紹介するなど、多様な支援形態を検討してほしい。
- ・学習支援事業の利用者アンケートの項目について、事業の目的を達成できているか、確認できるよう工夫してほしい。

(2) 生活の支援

令和元年度の実施状況

スクールソーシャルワーカーの拡充

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーを3名から5名に増員して、各中学校区の拠点校に配置し、各学校からの要請を受けて派遣した。

今後の課題・方向性

子供が抱える問題の解決に向けて、子供を取り巻く環境に働きかける福祉の専門家として、スクールソーシャルワーカーのニーズは、ますます高まると予測される。

兵庫県では全中学校区に1名ずつ配置するという方向性を打ち出しており、引き続き、国・県による配置や国庫補助の増額を要望していく。

評価・意見等

- ・学校現場ではスクールソーシャルワーカーが不足していることから、巡回の頻度を上げたり、常駐できるよう増員するなど、市独自の拡充を進めてほしい。
- ・困難な事案については、学校だけで対応するのではなく、こども家庭センターや民間の子供家庭支援サービスと協力するなど、きめ細やかなサポートができるよう検討してほしい。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

課題・方針

児童虐待予防の強化

児童虐待への対応に向けた体制の強化

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途を辿っており、本市の児童家庭相談件数も全国と同様に増加傾向にある。

被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が約半数を占めており、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示している。また、心理的虐待（面前DVを含む。）が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられる。

本市では、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童への早期対応・きめ細かな支援に資するため、市の関係部局と国、県の関係行政機関、医療機関等が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会「西宮市要保護児童対策協議会」を設置しており、関係者からの積極的な情報提供や支援の検討等を目的に各種会議を開催している。

今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要がある。そのためにも、西宮市要保護児童対策協議会のより効果的な運営を図り、増え続ける相談件数に対応できるよう体制強化に取り組む。

(1) 児童虐待の予防

令和元年度の取組み状況

特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援について

妊娠中から養育上の支援を必要とする妊婦を、妊娠期から把握し、出産から子育て期にかけて継続した支援を行えるよう、保健福祉センターと定期連絡会を開催し、台帳管理を行った。

また、特定妊婦（※）や要支援児童等の支援状況については、要保護児童対策協議会において、医療機関・警察・こども家庭センター・児童養護施設・社会福祉協議会や学校園等と連携し、進捗管理台帳によって管理した。

※ 特定妊婦……出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

今後の課題・方向性

妊娠期からの支援を充実させるために、医療機関との連携強化が必要である。

評価・意見等

- ・医療機関が把握する支援が必要な方について、法令上、市町村への情報提供が可能であることを、医師会等を通じて、医療機関へ周知するとともに、情報提供の協力を要請していく必要がある。医療機関への周知にあたっては、情報提供をためらう心理・実態を踏まえ、情報提供によって、実際にどのような支援につながるのか、事例を踏まえたPRを検討してほしい。

(2) 児童虐待相談や支援

令和元年度の実績状況

児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

「西宮市児童虐待予防・対応マニュアル」を研修会開催時や学校・保育所の巡回時に配布した。

参考：活動指標 児童虐待予防や対応に関する研修回数

指標	実績値				目標値
	H28	H29	H30	R1	R6
児童虐待予防や対応に関する研修回数	1回	1回	1回	1回	5回

評価・意見等

- ・職員の資質向上のため、児童虐待予防や対応に関する研修の回数を増やしてほしい。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

改正児童福祉法では、各市町村で子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供などに関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されている。

本市としても児童虐待の発生予防や支援を進めていくため、必要な職員の配置基準、設備について検討を行い、子ども家庭総合支援拠点の整備と適切な運営を目指す。

令和元年度の取組み状況

① 子ども家庭総合支援拠点の整備

近隣中核市への視察・調査を行い、職員の配置基準だけでなく、具体的な運用、取り組み、課題の把握に努めた。

② 児童相談所の設置についての調査・研究

近隣中核市と意見交換、情報共有を行い、市の実情に合わせた設置、運用方法を慎重に見極める必要があることを確認した。

今後の課題・方向性

子ども家庭総合支援拠点に必要な職員体制の確保、施設整備、拠点の機能について検討を重ね、早期設置に努める。

児童相談所については、ただちに設置することは考えていないが、国や県、他の中核市の動向を見極めながら調査研究を行う。

評価・意見等

- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備計画について、タイムスケジュールなど、明確な方向性を早期に示してほしい。併せて、民間の子供家庭支援サービスとの役割分担や連携体制を検討してほしい。
- ・ 職員の専門性向上や、児童相談所設置についての調査・研究の一環として、西宮子ども家庭センターへ職員を派遣するなど、前向きな取組みを検討してほしい。

報告事項 3 コロナ禍における子育て支援施策の令和 2 年度実績について

1. 施設への支援

(1) 感染防止のための衛生用品の配布

対象施設	実施内容
児童福祉施設等	備蓄用マスク（職員用：7枚／人）、消毒液（2本／施設）、高濃度エタノール（1本（900ml）／施設）などを配布
公立幼稚園	市民から寄附されたマスク（2枚／園児）、消毒液（1本／園）、ハンドソープ（24本／園）を配布
子供の居場所づくり事業	コーディネーターを配置している学校（8校）に非接触型体温計を配布（1個／校）

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協に伴う給食費返還相当額補助金

市内の民間保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための協力要請による特定教育・保育を受けていない期間に係る給食費を施設が保護者に返還する場合の当該給食費相当額を補助

施設区分	支給施設数	支給金額
民間保育所	23	8,336,868 円
認定こども園	26	11,470,700 円
地域型保育事業所	3	18,025 円
合 計	52	19,825,593 円

(3) 新型コロナウイルス感染症対応に係る支援員（保育補助員）の配置

市内の公立幼稚園に新型コロナウイルス感染症対応（保育補助、消毒作業、三密を防ぐための活動補助等）に係る支援員（13園に述べ26名）を配置

(4) 児童福祉施設等への新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金等

市内の児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費を補助

	対象期間 (※)	施設数	支給施設数	支給金額
国1次補正分	4/1～10/30	297	227	55,077,307円
国2次補正分	11/1～3/31	296	225	72,039,475円

(※) 西宮市が実施した期間

2. 妊産婦への支援

(1) 感染防止のための衛生用品の配布

妊婦 (R 2. 5/18～妊婦・産婦健康診査の助成券を新規申請された方) : マスク 10 枚と手指消毒用ジェルの配布 (R 2. 5/17 までに申請された妊婦には 5/25～郵送)

※ 布マスク 2 枚 (厚生労働省依頼分) も同時配布

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う育児支援サービス利用料金補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた里帰り出産ができなくなった妊産婦に対し、民間事業者等が提供する育児支援サービス等を利用した際の利用料を補助

【実績】 62 件 3,081,612 円

(3) 不安を抱える妊産婦の方への助成

妊婦の方を対象に、分娩前の PCR 検査費用を助成

【実績】 市内医療機関 7 件 129,700 円 償還払い 9 件 175,000 円

(4) 不安を抱える妊産婦の方への相談支援

支援内容	実績
<p>新型コロナウイルスに感染された妊産婦の方への助産師等による相談支援</p> <p>※ 国の「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、「寄り添い型支援」に該当する 2 時間程度の訪問等による支援</p>	相談支援件数 4 件
<p>妊娠中や産後の心配事や育児・授乳・体調に関する相談のある方を対象に、オンライン会議システム「Zoom」を利用した、助産師・保健師等による相談支援を令和 2 年 10 月より実施 (予約制)</p>	相談支援件数 2 件

3. 子育て世帯等への支援

支援内容	実績
令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)受給者に臨時特別給付金(対象児童1人につき1万円)を支給	34,202 世帯 555,870,000 円
令和2年3・4月分の児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金(対象児童1人につき5万円)を支給	2,809 世帯 140,450,000 円
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により心身に大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯を対象に臨時特別給付金を支給</p> <p>基本給付：1世帯5万円、第2子以降につき3万円 追加給付：コロナにより収入が減少した世帯へ5万円 ※ 12月から基本給付の再支給(2回目)を実施</p>	<p>児童扶養手当受給者への支給</p> <p>【基本給付】(2回合計) 5,236 世帯 336,980,000 円</p> <p>【追加支給】 1,036 世帯 51,800,000 円</p> <p>家計急変・年金受給者への支給</p> <p>【基本給付】(2回合計) 688 世帯 44,420,000 円</p> <p>【追加支給】 74 世帯 3,700,000 円</p>

4. その他の支援

(1) わかば園保護者への電話相談支援

わかば園(こども未来センターの通所支援部門)休園に伴い、新型コロナ対応や家庭保育等に不安を持つ保護者への支援として週1回の電話による相談支援を実施(4月8日～5月8日)

【実績】 電話相談支援件数 141件

(2) 学校等の臨時休業期間中における状況把握

西宮市要保護児童対策協議会の構成機関に対し、学校等の臨時休業期間中の支援対象児童や家庭の情報把握と連携を依頼

(3) 乳幼児健康診査

4か月児健康診査を集団実施から個別実施に変更

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査も密を避けるため、回数を増やし、感染予防対策を講じ予約制で実施

健診名	対策内容	受診率
4か月児健診	通常 96 回実施のところ、個別実施	95.6%
1歳6か月児健診	通常 96 回実施のところ、116 回実施	87.1%
3歳児健診	通常 96 回実施のところ、115 回実施	86.0%

議事 1 子ども・子育て支援プランの評価方法の見直しについて

1. 現在の評価方法

- ・評価は重点施策単位で行う。
- ・事務局から、各施策の前年度実施内容、自己評価、課題や今後の方向性を報告する。
- ・事務局からの報告を踏まえ、評価、意見、提言を行う。
- ・事務局は評価、意見、提言を踏まえ、施策を推進し、次年度に評価等の反映・改善状況を報告する。

2. 評価方法に関するご意見

- ・各施策の項目を一つずつ評価した後で、全体の計画がどうだったか、理念に沿って施策に取り組んでいるのかという全体的なことも評価すべきではないか。
- ・現在の評価方法は、委員が気になった点について意見を述べる形式であるため、意見が市の施策に反映されていくかどうか、全体的な評価が本当にできているのかどうか疑問がある。

3. 評価方法の見直し

「子ども・子育て支援プラン」全体を網羅的に評価し、計画の進捗状況を把握するため、現在の評価方法に加えて、各施策の実施状況について、4段階（A～D）で自己評価を行い、各施策の評価を数値化した平均値により、重点施策を総合評価する。

評価手順（変更案）

- (1) 【事務局】各施策の前年度実施内容、自己評価、課題や今後の方向性を報告する。
- (2) 【事務局】各施策の実施状況を評価基準（別表1）に基づき、4段階で自己評価する。
あわせて、総括表（別表2）により、「子ども・子育て支援プラン」全体の評価状況を報告する。
- (3) 【審議会】事務局の報告を踏まえ、評価、意見、提言を行い、事務局による4段階の自己評価を確認する。
- (4) 【事務局】評価、意見、提言を踏まえ、施策を推進し、次年度に評価等の反映・改善状況を報告する。

別表1 評価基準

区分	評価	目安
A	十分できている (3点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画を上回る進捗・成果が認められる ●計画した数値目標を達成、若しくは目標を上回った ●利用者等から高い評価が得られた
B	おおよそできている (2点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画どおりの進捗・成果が得られた (定型的な事業が執行された場合も含む) ●計画した数値目標を概ね達成した ●利用者等から概ね評価を得られた
C	あまりできていない (1点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画を下回る進捗・成果しか認められない ●計画した数値目標を下回った ●利用者等からあまり評価を得られなかった
D	まったくできていない (0点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画されていたにも関わらず事業が実施できなかった ●計画した数値目標を大きく下回った ●利用者等から全く評価を得られなかった

別表2 総括表(イメージ)

重点施策	総合評価	施策数	評価状況(カッコ内は前年度評価)			
			A	B	C	D
1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実	B (-)	11	2 (-)	8 (-)	1 (-)	0 (-)
2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実	B (-)	10	1 (-)	6 (-)	2 (-)	1 (-)
3 障害のある子供への支援の充実	B (-)	6	1 (-)	3 (-)	2 (-)	0 (-)
4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	A (-)	8	4 (-)	4 (-)	0 (-)	0 (-)
5 子育ての不安・負担の軽減	B (-)	5	1 (-)	2 (-)	2 (-)	0 (-)
6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	B (-)	14	3 (-)	5 (-)	5 (-)	1 (-)
7 児童虐待防止対策の充実	B (-)	7	2 (-)	3 (-)	1 (-)	1 (-)
8 ワーク・ライフ・バランスの推進	B (-)	4	0 (-)	4 (-)	0 (-)	0 (-)
計	-	65	12 (-)	34 (-)	16 (-)	3 (-)
全体に占める割合	-	100%	18.5%	52.3%	24.6%	4.6%